

福井医療大学学位授与規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び福井医療大学学則（以下「学則」という。）第37条の規定に基づき、福井医療大学（以下「本学」）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

| 学科名 | 専攻名 | 専攻分野の名称 |
|-------------|---------|---------|
| リハビリテーション学科 | 理学療法学専攻 | 理学療法学 |
| | 作業療法学専攻 | 作業療法学 |
| | 言語聴覚学専攻 | 言語聴覚学 |
| 看護学科 | | 看護学 |

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第37条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 卒業の認定は、教授会の議を経て運営会議で承認し、学長に報告する。

- 2 学長は、前項の報告に基づき、卒業を認定した者に学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「福井医療大学」と明記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

- 2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。